

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1158号)

平成25年3月22日

横情審答申第1158号

平成25年3月22日

横浜市代表監査委員

川内 克忠 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成24年10月24日監監第505号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民監査請求（平成23年5月12日受付第18号）に係る事実証明書のうち、  
「3写真」部分」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市代表監査委員が、「住民監査請求（平成23年5月12日受付第18号）に係る事実証明書のうち、「3写真」部分」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「住民監査請求（平成23年5月12日受付第18号）に係る事実証明書のうち、「3写真」部分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成24年8月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 住民監査請求書は、職員措置請求書とその請求の趣旨を裏付ける事実証明書（以下「職員措置請求書等」という。）から構成されている。職員措置請求書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に様式が定められており、請求の要旨、監査請求人（以下「請求人」という。）の氏名、住所、職業等の記載すべき事項が規定されている。

しかしながら、細かな記載方法は定められておらず、請求人が自由に作成することができるため、請求人の氏名、住所等の個人に関する情報に加え、特徴的な文章の言い回し、具体的な主張等により、個人が特定されることも考えられる。

- (2) また、仮に特定の個人を識別することができない個人情報であっても、請求人の主義・主張が具体的に記載されているため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報である。
- (3) 職員措置請求書等については、その性質から個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、その全体が本号本文に該当する。しかしながら、本件請求に係る住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については監査を実施しているため、執行機関、職員及び監査委員の責任を明らかにする趣旨から、

職員措置請求書は個人の住所などを除いて、監査結果とともに横浜市報により公表している。また、本件監査請求の事実証明書として添付されている地図及び公図については、職員措置請求書に住居表示が記され公表されているなどの理由により、本号ただし書アに該当すると考えられる。

しかしながら、本件申立文書は、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

なお、本件処分の考え方については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「審査会答申」という。）第958号及び第1058号を参考とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書を開示する旨の決定の処分を求める。
- (3) 本件監査請求は、住民監査請求書本文に事実証明書として「1 公図、2 地図、3 写真」の3件が資料として添えられている。住民監査請求書本文は公表慣行として、また「1 公図、2 地図」については審査会答申に基づいて、既に開示済みである。
- (4) 本件申立文書は住民監査請求書本文、公図及び地図に見るとおり、「鉄工所若しくは鉄工所跡地」に相違ない。しかしながら、本件処分の「4 根拠規定を適用する理由」欄には「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため」としか書かれていない。
- (5) 本件申立文書が住民監査請求書本文と切り離されていることは誰にも疑いがない。通常「写真」は、特定の個人がいる場合にはその顔を削除すればよい。住民監査請求書本文とその他の事実証明書が公開されているにもかかわらず、本件申立文書だけが非開示とされる理由について、実施機関及び審査会は、自らの立つ理論を鮮明にして、説明しなければならない。
- (6) 以上のとおり、実施機関の非開示理由説明は違法であるから、本件処分は取消しは免れない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成23年5月に本件監査請求を収受した際の決裁文書のうち、事実証明書として添付された写真である。なお、写真が添付されていることについて

ては、本件監査請求に係る監査結果において公表されている住民監査請求書に記載されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件申立文書は、審査会答申第1058号に係る対象行政文書の一部である。本件申立文書の本号該当性については、審査会答申第1058号において示したとおりであり、現時点において当該答申における判断を覆すような事情の変化も認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成25年1月11日 (第226回第二部会)	・審議
平成25年1月25日 (第227回第二部会)	・審議
平成25年2月8日 (第228回第二部会)	・審議
平成25年2月22日 (第229回第二部会)	・審議